

災害・事故当時における歯科医療救護活動に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と吉野川市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等時（以下「災害等」という。）における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉野川市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する歯科医療救護活動に関して必要な事項を定める。ただし、災害救助法等他の関係法令が適用される災害等については適用しない。

（計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する歯科医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

（1）歯科医師

（2）歯科衛生士又は歯科技工士等

ただし、乙が認める者については、その構成員とすることができる。

（歯科医療救護活動）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所、避難所及びその他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者の対する歯科治療・衛生指導

（4）検視・検案に際しての法歯学上の協力

（5）その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。

2 後方支援施設における医療助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（2）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

（3）歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の内容については、災害救助法に基づく政令、規則を準用する。

（調整）

第10条 乙は、吉野川市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、吉野川市歯科医師会に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

（求償権）

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

（細則）

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第14条 この協定の有効期間は平成30年1月10日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了の翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月10日

甲 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市長 川真田 哲 哉

乙 吉野川市歯科医師会

会 長 谷本 良司

